

別紙 4

機械器具その他の設備の内容について

<p>試料採取器^{※1}</p>	<p>① 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第1条第1項第1号に規定する液体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ② 同項第2号に規定する固体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ③ 同項第3号に規定する直接捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。） ④ 同項第5号に規定するろ過捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）</p>
<p>分粒装置^{※1}</p>	<p>作業環境測定基準第2条第2項に規定する特性を有するもの</p>
<p>相対濃度測定器^{※1、※2}</p>	<p>作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第2条第1項第2号に規定するもの</p>
<p>検知管式ガス測定器^{※1、※2}</p>	<p>作業環境測定法施行規則第2条第1項第1号に規定するもの（附属品を含む。）</p>

※1 労働者の身体に装着することができるものに限る。

※2 現時点では、これらの機器を労働者の身体に装着して測定を行うことは一般的でないため、当面の間、保有していなくても差し支えない。